

## 入札公告

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年7月4日

広島中央環境衛生組合管理者 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度汚泥再生処理センター消防設備等点検業務
(2) 物品・委託役務管理番号	—
(3) 物品委託役務内容	仕様書のとおり
(4) 履行期間	契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	広島県東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	必要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	次のいずれかに該当する者 1 令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 2 令和4年度から令和7年度における竹原市物品・委託役務等の入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	1の場合 建築保全>消防設備点検  2の場合 消防設備保守点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本社または営業所を有する者
エ	会社の履行実績	問わないものとする。
オ	その他	「広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和6年7月4日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び広島中央環境衛生組合施設1課（担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「5 問い合わせ先（担当課）」に記載のとおり。

イ	仕様書等閲覧期間	令和6年7月4日～ 令和6年7月11日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得。（以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和6年7月10日～ 令和6年7月11日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本組合所定の様式により担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を担当課へ事前に電話連絡すること。 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は広島中央環境衛生組合ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和6年7月16日～ 令和6年7月18日	広島中央環境衛生組合ホームページに掲載及び担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和6年7月16日～ 令和6年7月18日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 広島中央環境衛生組合施設1課（担当課） 東広島市西条町上三永10759-2（管理棟1階） 入札書は入札期間内に施設1課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として各市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 郵便により入札書を提出しようとする者は、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和6年7月19日 午前10時00分	開札場所 広島中央環境衛生組合 管理棟1階会議室（東広島市西条町上三永10759-2） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 4 資格要件確認資料の提出

本案件は、落札候補者が令和6年7月24日午後5時15分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア	入札参加資格確認申請書	
イ	入札参加資格要件総括表	
ウ	誓約書	
エ	配置予定技術者届出書	
オ	履行実績確認表	
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）	
キ	法令等による登録等を確認するための資料	
ク	その他	○ 広島県内のうち、本店または営業所の所在する市町の滞納額等がない証明書

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限 令和6年7月24日 午後5時15分

(4) 提出先 「5 問い合わせ先（担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 5 問い合わせ先（担当課）

施設1課

東広島市西条町上三永10759-2 広島中央エコパーク

電話番号 082-426-0820

ファックス番号 082-426-0674

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和6年度汚泥再生処理センター消防設備等点検業務

## 2 履行場所

東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日まで

## 4 業務の内容

消防法第17条の3の3の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」及び「消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての様式」に定めるところにより適正に行う。

### (1) 法定点検等

点検時期は次のとおり実施するものとし、消防法施行令第36条第2項の規定に消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が行うこと。

① 機器・総合点検1回／年(3月)

② 機器点検1回／年(9月)

なお、点検には消耗部品の取替えや簡易な調整、接点回復、可動部分の潤滑剤塗布程度の軽微な修理を含むものとする。

### (2) 機器の不具合発生時、故障時等の緊急対応

機器に不具合または故障等が発見された場合、受託者は組合に速やかに連絡するものとする。また、点検業務中に緊急事態が発生した際には、当該設備の操作補助や助言を行うこと。なお、機器の交換等で経費が発生する場合は、組合の負担とする。

### (3) 消防訓練等への協力

消防訓練や防災訓練等の際には、消防設備に関する設定や復旧の操作及び消防設備の機器取扱い説明の実施など協力すること。

## 5 点検対象設備

点検を実施する設備は下記のとおりとし、詳細は別紙消防設備等点検業務明細書のとおりとする。

(1) 電気機器：自動火災報知設備、非常放送設備、誘導灯設備

(2) 機械装置：屋内消火栓設備、消火器具、粉末消火設備

(3) 消防設備：防火・防排煙設備、避難はしご設備

## 6 支払い条件

業務完了後の一括払いとし、業務完了届の提出後、検査完了をもって支払うものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって保守点検業務を実施しなければならない。また、業務上知り得た委託者及び第三者の秘密を他に漏らしてはならない。このことは、本件契約の解除及び完了後においても同様とする。
- (2) 点検作業の実施に際しては、作業計画書を提出する等、事前に施設担当者と十分な打ち合わせを行った上で実施するものとする。また、実際の作業についても、施設の操業に支障の無いよう十分な注意を払い実施するものとする。
- (3) 受託者が行う保守点検作業に必要な電気、燃料、水等は、組合が無償で支給するものとする。
- (4) 点検作業については、施設の開場時間内での実施とする。
- (5) 受託者は、点検作業の実施につき、必要に応じて機器の停止を求めることができるものとする。ただし、機器の停止については予め施設担当者の承認を得ることとする。
- (6) 点検結果により、管轄の消防署等からの改善命令に基づく補修・改修・部品交換等が発生した場合での対応については、別途費用によるものとする。ただし、別途費用により補修・改修・部品交換等を実施する際は、事前に施設担当者に対し状況及び改善の内容、必要性等について適切な説明を行った上でかかる費用の見積書を提出し、承認を得た上で実施するものとする。  
なお、管轄の消防署等からの改善命令によらない、組合の指示による改善の対応についても同様とする。
- (7) 本業務仕様書の解釈について疑義が生じた場合、または本業務仕様書に定めのない事項については、組合と受託者の協議により定めるものとする。

(別紙)

汚泥再生処理センター消防設備等点検業務明細書

1 防火対象物

名 称	汚泥再生処理センター	用途	15 項
構造及び規模	RC造 地上3階		
	床面積 3765.70 m <sup>2</sup> 延面積 5829.82 m <sup>2</sup>		

2 点検時期

(1) [機器・総合点検] 令和7年3月【外観】・【機能】・【作動】

(2) [機器点検] 令和6年9月【外観】・【機能】・【作動】

3 消防用設備等の名称及び数量等

消防用設備等の名称	内 容	数量等
自動火災報知設備		
受信機 製造者名 能美防災(株) 型式 FCRGJ004-R-510	予備電源、受信機(GR型)、発信機(P型1級11個)、中継器盤、音響装置、表示灯(15個)、電鈴(ベル11個)及び総合点検の項目 R-26C 受信機 1台 中継器盤 3台 差動式分布型感知器 2種 10個 差動式スポット型感知器 2種 15個 定温式スポット型感知器 特種防水型 57個 特種普通型 1個 1種防水型 4個 光電スポット型(煙感知器) 2種 136個 ※高効率ごみ発電施設移報試験	一式
誘導灯設備		
誘導灯及び誘導標識	外観点検、配線及び機能点検の項目 避難口誘導灯 (B級BL型) 23ヶ所 (C級) 15ヶ所 階段通路誘導灯 19ヶ所	一式
屋内消火栓設備		
ポンプ 製造者名 (株)荏原製作所 型式 50MEFU-653-67.5A 電動機 製造者名 東芝産業機器システム(株) 型式 IKKH3-FCKLW21E	水源(消火水槽)、電動機の制御装置、起動装置、呼水装置、配管、消火栓箱、配線及び総合点検の項目 加圧送水装置(ポンプ・電動機) 1組 屋内消火栓 11基 (1階4ヶ所、2階4ヶ所、3階3ヶ所) ポンプ制御盤 1基 呼水装置 1基 補給水槽 1基 ※ホース耐圧試験実施無し。吸込管真空装置含む。	一式
消火器		
消火器 製造者名 (株)初田製作所	設置状況、表示・標識及び機能点検の項目 粉末消火器(蓄圧式) 10型 25本 (うち埋込型BOX付4本) 大型消火器(車載式) 50型 1本	一式
粉末消火設備		
移動式粉末消火設備 製造者名 ヤマトプロテック(株)	設置状況、表示・標識及び機能点検の項目 移動式粉末消火設備本体 YDA-75CG型 4基	一式
防火・防排煙設備		
防火・防排煙設備	連動制御盤・操作盤、自動閉鎖装置・中継器及び機能点検の項目 シャッター(水圧開放装置付1ヶ所、煙感知器連動2ヶ所) ※水圧開放のシャッターの非常電源装置は除く 防火戸(自動閉鎖装置3ヶ所、煙感知器連動2ヶ所)	一式
避難器具		
避難器具 製造者名 (株)マルニシ	外観点検、機能点検の項目 避難梯子 1台 (3階1ヶ所)	一式

## 消防設備等点検業務 設計仕様書

事業主体 広島中央環境衛生組合

履行場所 広島中央エコパーク

東広島市西条町上三永10759番地2

項 目	種別	金 額	備 考
汚泥再生処理センター			
1 機器・総合点検（令和7年3月実施予定）			
(1) 自動火災報知設備			内訳書1-1
(2) 誘導灯設備			内訳書1-2
(3) 屋内消火栓設備			内訳書1-3
(4) 消火器			内訳書1-4
(5) 粉末消火設備			内訳書1-5
(6) 防火・防排煙設備			内訳書1-6
(7) 避難器具			内訳書1-7
機器総合点検合計			
2 機器点検（令和6年9月実施予定）			
(1) 自動火災報知設備			内訳書2-1
(2) 誘導灯設備			内訳書2-2
(3) 屋内消火栓設備			内訳書2-3
(4) 消火器			内訳書2-4
(5) 粉末消火設備			内訳書2-5
(6) 防火・防排煙設備			内訳書2-6
(7) 避難器具			内訳書2-7
機器総合点検合計			
計			
消費税			
合計			

内 訳 書 第 1-1		【項目】 自動火災報知設備				
		【金額】				
種 別 及 び 規 格		数量	単位	単 価	金 額	備 考
自動火災報知設備						
火災受信盤 (R-26C) AD510	3階中央制御室	1	台			
中継器盤	別紙のとおり	3	台			
差動式分布型感知器		10	個			
差動式スポット型感知器		15	個			
定温式スポット型感知器		62	個			
煙感知器		136	個			
発信機 (P型1級)		11	個			
表示灯		15	個			
電鈴 (ベル)		11	個			
消火栓起動連動装置		1	式			
常用電源 (交流電源)		1	式			
予備電源 (蓄電池)		1	式			
高効率ごみ発電施設移報試験	高効率ごみ発電施設 5F中央制御室	1	式			
配線点検		1	式			
諸経費		1	式			
小計						

内 訳 書 第 2-1		【項目】 自動火災報知設備				
		【金額】				
種 別 及 び 規 格		数量	単位	単 価	金 額	備 考
自動火災報知設備						
火災受信盤 (R-26C) AD510	3階中央制御室	1	台			
中継器盤	別紙のとおり	3	台			
差動式分布型感知器		10	個			
差動式スポット型感知器		15	個			
定温式スポット型感知器		62	個			
煙感知器		136	個			
発信機 (P型1級)		11	個			
表示灯		15	個			
電鈴 (ベル)		11	個			
消火栓起動連動装置		1	式			
常用電源 (交流電源)		1	式			
予備電源 (蓄電池)		1	式			
高効率ごみ発電施設移報試験	高効率ごみ発電施設 5F中央制御室	1	式			
諸経費		1	式			
小計						



内 訳 書 第 2-2		【項目】 誘導灯設備				
		【金額】				
種 別 及 び 規 格		数量	単位	単 価	金 額	備 考
誘導灯設備						
誘導灯	別紙のとおり	38	個			
階段通路誘導灯		19	個			
諸経費		1	式			
小計						





















別記様式第4号（第5条関係）

# 入札書

総額金 円

ただし、

物品・委託役務の名称 令和6年度汚泥再生処理センター消防設備等点検業務

納入・履行(就業)場所 広島県東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク

の入札金額として

上記のとおり、広島中央環境衛生組合契約規則及び広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得、仕様書等その他入札の条件を承諾して、入札します。

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者又はその

代理人の氏名

印

備考

入札書には、消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項の規定により消費税を納める義務を免除された事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

# 委任状

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

物品・委託役務の名称 令和6年度汚泥再生処理センター消防設備等点検業務

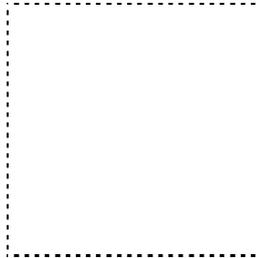
納入・履行(就業)場所 広島県東広島市西条町上三永10759番地2

広島中央エコパーク

私は、上記の物品・委託役務について次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の物品・委託役務に係る入札に関する一切の権限

# 質 問 書

令和 年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名  
電話番号 ( ) -  
担当者の氏名

印

委託役務の名称	令和6年度 汚泥再生処理センター消防設備等点検業務
履行場所	東広島市西条町上三永10759番地2 広島中央エコパーク
業務担当課	広島中央環境衛生組合施設1課
質 問 事 項	

# 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項

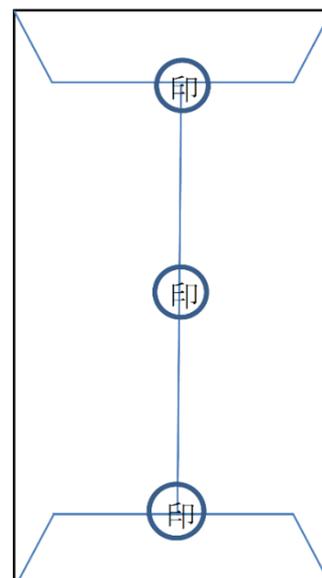
令和4年4月11日改正

## 1 入札方法

(1) 入札書	入札書は、本組合所定の様式を使用し、入札金額等の必要事項の記載及び入札の権限を有している者の記名押印とすること。
(2) 入札金額	<p>総額（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額）を記載する。</p> <p>入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 落札者の決定	競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前には行わず、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者（以下「落札候補者」という。）がある場合に、落札者の決定を保留した上、落札候補者に競争入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求め、その入札参加資格を有することを確認した場合に、落札者として決定する。
(4) 入札方法	<p>入札案件ごとに定める入札期間に担当課に持参して入札箱に投入するものとする。</p> <p>入札書は、定形封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。封筒の表面に物品・委託役務の名称、開札予定日時、入札書が在中している旨及び商号又は名称を記載すること。封印の仕方については、封筒記載例を参照すること。</p> <p>入札書を郵送又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出するときは別に定める方法によるものとし、入札期間の最終日までに到着した入札書について、持参による入札箱への投入と同様に取り扱う。</p> <p>なお、入札書の投入後は、いったん投入された入札書の書換え、引き換え、撤回をすることはできない。</p>

### 【封筒記載例（入札書の場合）】

提出者 ○○株式会社	開札予定日時 令和○年○月○日○時○分	名称 ○○業務
入 札 書 在 中		



表

定型封筒

裏

## 2 入札参加資格

### (1) 共通の参加資格について

本競争入札に参加する者は次のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号、以下「施行令」という。)第167条の4第1項に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は対象案件の開札日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者
- オ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の指名除外措置を受けている者
- カ 対象案件に係る公告の日から入札の日までの間のいずれかの日において、関係法令の規定による営業停止処分を受けている者
- キ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、東広島市長、竹原市長もしくは大崎上島町長が入札に参加させないこととした者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ク 開札日の前日において、次の(ア)(イ)いずれかの者に、市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納(以下「滞納額等」という。)がある者。ただし、別途当該滞納額等を納入する意思を表明した者を除く。
  - (ア) 入札参加を希望する者(法人又は個人事業主)
  - (イ) 入札参加を希望する法人の代表者(個人)

### (2) 案件ごとの入札参加資格について

入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格(以下「資格要件」という。)を満たすことを必須とする。資格要件は開札後、落札候補者について審査する。

### (3) 資格要件の取り扱いについて

- ア 特別の定めがある場合を除き、入札参加資格は、開札日の前日の状況により判断する。
- イ 「配置予定技術者」の入札参加資格の判断基準は、次のいずれも満たすことを必須とする。
  - (ア) 資格要件で定める資格及び経験を有していること。
  - (イ) その他管理者が必要と認めるもの。

## 3 仕様書等の閲覧方法

- ア 仕様書等は広島中央環境衛生組合ホームページに掲載する。
- イ 見本の閲覧を希望する者は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間に、担当課で閲覧できる。
- ウ 入札参加者がパソコン環境の障害等により広島中央環境衛生組合ホームページを閲覧できない場合は、入札案件ごとに定める仕様書閲覧期間内に、担当課に申出れば配布を受けることができる。ただし、郵送による配布は行わない。

#### 4 入札回数

入札回数は、3回までとする。

#### 5 開札

##### (1) 開札の立会い

- ア 開札に立ち会うことができる者は入札者又はその代理人のほか、申し出により管理者が認めた者とする。
- イ 開札に立ち会おうとする者は、入札の公告に記載された時刻までに開札会場に入場しなければならない。

##### (2) 開札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。
- イ 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、開札時にくじ引きにより落札候補者を決定する。なお、代理人がくじ引きに参加しようとするときは委任状を提出すること。
- ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に定める方法により開札日の翌日以降に再度の入札を実施するものとする。再度の入札は、開札の立ち会いの有無に関わらず参加できるものとする。

#### 6 資格要件確認資料の提出

- (1) 開札後、落札者の決定を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。
- (2) 落札候補者となった者は、入札公告で営業所等所在地を要件で定めている場合、その営業所等のある市町村の滞納額等がない証明書を取得し、組合に提出すること。また、その他入札案件ごとに定める資格要件確認資料を持参により提出しなければならない。
- (3) 資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。
- (4) 提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (5) 資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 前各号の規定に関わらず、入札の公告において特に定めた場合は、別に定めるところにより提出を予定する資格要件確認資料について入札期日までに管理者の確認を受けるものとする。この場合における資格要件確認資料の確認は全入札参加者に求めるものとする。

#### 7 入札参加資格の確認

特別の定めがある場合を除き、開札日の前日を基準として入札参加資格の有無を確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に東広島市、竹原市もしくは大崎上島町の競争入札参加資格の指名除外措置を受け、又はその他入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

## 8 落札者の決定

7により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に同様の確認を行い、落札者を決定するものとする。

## 9 入札結果等の公表

開札日（再度の入札を実施したときは、その入札が終了した日）の翌開庁日の午前9時以降に入札状況を、落札決定日の翌開庁日の午前9時以降に落札状況を広島中央環境衛生組合ホームページで公表するとともに、落札候補者にはファックスで、全ての落札者には電話で連絡をする。

## 10 その他

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札

ウ 最低制限価格を設けた場合において、当該価格に満たないもの

### (3) 契約保証金

落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等（利付国債）の提供又は金融機関等が発行した保証証書の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、次の項目に該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 損害保険会社と履行保証保険契約を締結した場合。

イ 当該契約を締結する日の属する年度及びその前2年度の間当該契約と種類を同じくする最終契約金額が本契約の契約金額の8割以上の契約を広島中央環境衛生組合又は国（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に完了している場合。

なお、国又は他の地方公共団体の履行実績により契約保証金の免除を申し出る場合は、契約履行実績証明書（契約書、検査結果通知書及び支払関係書類の写しは認めない。）を提出すること。

### (4) 契約書の作成の要否

要

### (5) 契約の締結

ア 落札者は、契約書を作成する場合においては、担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から起算して5日以内（広島中央環境衛生組合の休日を定める条例（平成21年10月1日条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、これを担当職員に提出しなければならない。

イ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者が負担する。ただし、契約書用紙は、広島中央環境衛生組合が交付する。

### (6) 入札の延期等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合等、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) その他

ア 提出された入札書及び資格要件確認資料（補正及び追加資料を含む。）については、書換え又は引換えをすることができない。

イ この入札に際しては、広島中央環境衛生組合契約規則、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得に従わなければならない。

ウ 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、広島中央環境衛生組合の休日を定める条例に規定する組合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

エ 契約書は担当課で手交する。

令和3年5月14日

1 郵便又は信書便による入札について（公告共通事項1（4）関係）

- (1) 入札書を郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）により提出しようとする者は、公告共通事項に定めるところにより作成した封印済みの入札書（以下「入札封筒」という。）を次の記載例により作成した郵便等用封筒に入れて担当課宛てに差し出すこと。
- (2) 封筒の大きさは、入札封筒を折り曲げずに入れることができるものであること。
- (3) 同一開札日の案件であれば、複数の入札封筒をひとつの郵便等用封筒に入れても差し支えない。
- (4) 郵便等が所定の期日までに到着したか否かの個別の問い合わせには応じられない。
- (5) 同一の案件について持参又は郵便により2通の入札書を提出したときは、同一人が2通以上なした入札としていずれの入札も無効とする。
- (6) 前号において、開札後に郵便等による入札書が到着したときは、当該者の落札候補者決定及び落札決定を取り消すものとする。
- (7) 入札書を入札用の封筒に封印することなく郵便等用封筒に直接入れて提出された入札書は無効とする。
- (8) 期日までに到着しなかった入札書は、その理由（自然災害や配送中の事故等）を問わず無効とするので、配達日指定郵便を利用するか、配送経過を確認できる方法（一般書留又は簡易書留）の活用を努めること。

表

切手	〒 739-2502
（〇月〇日開札分・入札書在中）	東広島市黒瀬町国近10427番地24
	広島中央環境衛生組合 施設2課

裏

差出人 住所 氏名（入札参加者）
------------------------

## 2 滞納額等がある者の入札参加資格について（公告共通事項2（1）ク関係）

(1) 落札候補者に滞納額等があった場合は、当該滞納額等の内容により次の区分に分けてその後の手続きを定める。

ア 当該滞納額等が、開札日の前日の属する年度より以前に課税されたもののうち滞納繰越分（いわゆる過年度分）であったとき

当該者の落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする

イ ア以外のとき

(イ) 落札候補者が契約予定日までに当該滞納額等を納入することを約束する書面（以下「納税誓約書」という。）を提出したときは、落札者とする。ただし、当該契約予定日までに滞納額等の納入がなかったときは落札決定を取り消すものとする。

(ロ) 落札候補者が納税誓約書を提出しないときは、落札候補者決定を取り消し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した他の者のうち、入札価格の低い順に入札参加資格の確認を行い、落札者を決定するものとする。

(2) 前各号の規定により落札候補者又は落札の決定を取り消された者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

## 3 開札日の翌日以降に実施する再度の入札について（公告共通事項5（2）関係）

(1) 再度の入札を実施する日時、場所及び初度の入札における最低入札価格等は、ファックスにより通知するものとする。

(2) 再度の入札に参加できるのは、初度の入札における立会の有無に関わらず当該案件におけるすべての入札参加者とする。

(3) 代理人により再度の入札に参加しようとするときは、再度の入札を実施する会場において委任状を提出するものとする。再度の入札の会場には、入札参加者又はその代理人を除き、他の者は入室できない。

(4) 再度の入札は2回を限度として行う。この場合において、再度の入札（1回目）の結果予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。

(5) 再度の入札（1回目）に参加しなかった者は、その後の再度の入札に参加することができない。

(6) 再度の入札を辞退しようとする者は、入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書をファクシミリにより担当課に送信し、かつ送信した事実を電話連絡することにより、原本の提出に代えることができるものとする。

## 4 提出を予定する資格要件確認資料の事前提出について（公告共通事項6（7）関係）

(1) 資格要件確認資料の事前の確認を求めたこととした場合における当該資格要件確認資料の内容が、開札日の前日までの間に事実と異なることとなった場合は速やかにその旨を申し出ること。

(2) 提出された資格要件確認資料を確認した結果、資料の補正や追加資料の提出によっても入札参加資格を満たさないことが確認された場合は、当該者は入札に参加できないものとする。ただし、既に入札書を投函した者に対しては当該者に通知した上で開札時にその入札書を無効とする。

# 広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得

改正 令和4年1月11日告示第1号

(趣旨)

第1条 広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）が発注する物品調達等及び委託役務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札事務その他の取扱いについては、法令又は条例等その他特別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達等 組合契約規則により東広島市の例による東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。次号において「選定規程」という。）第2条第1号に規定する物品調達等をいう。
- (2) 委託役務 選定規程第2条第4号に規定する委託役務をいう。
- (3) 契約担当職員 組合契約規則により東広島市の例による東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号。以下「契約規則」という。）第2条に規定する契約担当職員をいう。

(入札保証金等)

第3条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合において、入札保証金を納付したときは、領収証の交付を受け、これを契約担当職員に提出しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当職員に提出しなければならない。

3 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、請求書により還付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、落札者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないとき又は入札に関し不正の行為があったときは、組合に帰属する。

(仕様書等の内容の疑義等)

第4条 入札参加者は、この規程、入札公告又は入札通知書及び仕様書、契約案、現場説明

書その他の関係図書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、当該入札に係る仕様書、図面、現場説明書その他の関係図書等（以下「仕様書等」という。）について疑義等があるときは、一般競争入札の場合においては入札公告、指名競争入札の場合においては入札通知書に定めるところにより、質問書（別記様式第1号）及び同等品規格確認票（別記様式第2号）を提出することができる。
- 3 契約担当職員は、前項の質問書の提出があったときは、回答書（別記様式第3号）を、同等品規格確認票の提出があったときは同等品確認に対する承認の可否を作成し、当該入札公告又は入札通知書に定めるところにより回答しなければならない。

（入札の方法）

第5条 入札書は、入札公告又は入札通知書（以下「入札公告等」という。）に示した方法により、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書（別記様式第4号）に必要事項を記載し、記名押印したうえ、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は、代理人により入札をしようとするときは、当該代理人に委任状（別記様式第5号）を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- 5 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる行為をした者をその代理人とすることができない。
- 6 入札をした者（以下「入札者」という。）は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、契約担当職員にその旨を申し出なければならない。

(1) 入札の開始前 入札辞退届（別記様式第6号）の持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）による提出

(2) 入札執行中 入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書の提出

- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の公正な入札を確保するための法令に抵触する行為を行ってはならな

い。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書その他契約担当職員に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書等を意図的に開示してはならない。  
（入札の取りやめ等）

第8条 契約担当職員は、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において、入札執行前に入札参加者又は初度入札若しくは再度入札の入札者が2者に達しないときは、当該入札を中止するものとする。  
（開札）

第9条 開札は、入札公告等に示した場所及び日時に、入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせて行うものとする。  
（無効の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札公告等において示される入札書の提出期限までに到達しなかった入札
- (3) 委任状の提出がない代理人のした入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札
- (5) 記名押印のない入札
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上した入札
- (10) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- (11) 再度の入札をした場合において、有効な入札が1つとなった入札
- (12) 再度入札に当たり、直前入札の最低価格以上の金額を記載した入札
- (13) 予定価格を事前に公表した場合の入札において、予定価格を超える金額を記載した入札

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札価格及び落札価格)

第11条 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。ただし、入札公告等に特別の定めがある場合は、この限りでない。

2 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(落札者の決定)

第12条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を落札者とするができる。

(再度の入札)

第13条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、やむを得ない理由により、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当職員が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の規定による再度の入札は、2回を限度として行うものとする。

3 入札会場での入札金額の読み上げは、各回とも、最低の入札金額のみについて行うものとする。

4 次に掲げる者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 前の入札において、入札に参加しなかった者

(2) 前の入札において、無効の入札をした者

(3) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札をした者

(同じ価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金の納付)

第15条 落札者は、契約締結前に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 落札者は、契約保証金を納付したときは、領収証の交付を受け、これを契約担当職員に提出しなければならない。

3 契約の保証に関しては、前2項に規定するもののほか、契約規則に定めるところによる。  
(契約書等の提出)

第16条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して5日以内（組合の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を含まない。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

2 落札者は、契約書の作成を要しない場合においては、落札決定後、速やかに請書を契約担当職員に提出しなければならない。ただし、契約担当職員がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(入札結果等の公表)

第17条 入札の結果は、落札決定後、速やかに次に掲げる事項について、公表するものとする。

- (1) 入札の件名
- (2) 納入、履行又は就業の場所
- (3) 入札の方法
- (4) 入札年月日
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (6) 委託役務に係るものにあつては、予定価格
- (7) 落札金額
- (8) 落札者の商号又は名称

2 契約の内容は、その締結後、速やかに次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 物品調達等又は委託役務の名称
- (2) 納入、履行又は就業の場所
- (3) 契約の相手方の商号又は名称
- (4) 契約金額

(落札決定の取消し)

第18条 契約担当職員は、落札者が不正の行為により落札したと認めるときは、当該落札の決定を取り消すものとする。

(異議の申立て)

第19条 入札者は、入札をした後、この規程、当該入札に係る仕様書、現場の状況その他の事項等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に

定める。

附則（令和4年1月11日告示第1号）

この告示は、令和4年1月20日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

質 問 書

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

電 話 番 号 （      ）      —

担当者の氏名

物品・委託役務の名称	
納入・履行(就業)場所	
発注担当課	
質 問 事 項	

- 注 1 質問書の提出期限は、入札公告又は入札通知書に定める期日までとする。
- 2 質問書に対する回答は、入札公告又は入札通知書に定めるところにより行うものとする。

別記様式第2号（第4条関係）

## 同 等 品 規 格 確 認 票

件 名		発注担当課	
開札年月日			

品 名	基 準 品	同 等 品 候 補	確 認
	メーカー・品番・規格等	メーカー・品番・規格等	

上記同等品候補の確認をお願いします。

広島中央環境衛生組合管理者 様

年 月 日

業 者 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

（担当者：TEL・FAX）

- 注
- 1 仕様書により「同等品可」とあり、同等品にて入札又は見積り合わせに参加する場合は、必ずこの確認票により事前確認を受けてください。
  - 2 「品名」、「基準品」欄には、仕様書等で示された品名・メーカー・品番・規格等をご記入ください。（基準品を示していない場合は、「基準品」欄は未記入）
  - 3 「同等品候補」欄には、貴社で同等品の認定を受けようとする物品のメーカー・型番・規格等及び税抜価格（カタログ表示等のメーカー希望小売価格。ただし、オープン価格等定価のないものについては、通常の流通価格。）を記入してください。
  - 4 同等品候補のカタログを必ず添付してください。
  - 5 「確認」欄は、審査の結果、同等品と認定の場合は「認定」を、不認定であれば「不認定」を記入し、入札公告又は入札通知書に定めるところにより回答するものとする。

質問書に係る回答書

年 月 日

各入札参加者 様

広島中央環境衛生組合管理者  
( )

物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

納入・履行(就業)場所 \_\_\_\_\_

上記の物品・委託役務に係る質問について、次のとおり回答します。

番号	質 問	回 答
参考図書等の有無	有 ・ 無	

注 該当するものを○で囲むこと。

# 入札書

金 円

ただし、

物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

納入・履行(就業)場所 \_\_\_\_\_

の入札金額として

上記のとおり、広島中央環境衛生組合契約規則及び広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得、仕様書等その他入札の条件を承諾して、入札します。

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所在地

商号又は名称

代表者又はその  
代理人の氏名

印

備考

入札書には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務を免除された事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

# 委任状

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

委任者 所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

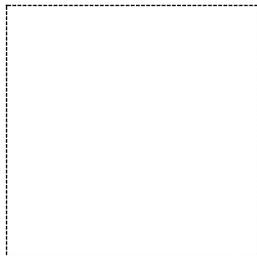
物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

納入・履行(就業)場所 \_\_\_\_\_

私は、上記の物品・委託役務について次の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 代理人氏名

2 代理人が使用する印章



3 委任事項

上記の物品・委託役務に係る入札に関する一切の権限

別記様式第6号（第6条関係）

入 札 辞 退 届

入（開）札日 年 月 日

---

物品・委託役務の名称 \_\_\_\_\_

上記の物品・委託役務に係る入札について、都合により辞退したいので、広島中央環境衛生組合物品調達等及び委託役務競争契約入札心得第6条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

広島中央環境衛生組合管理者 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞